

山梨県公報

第七十一号

令和二年

二月十日

月曜日

目次

○道路の区域変更……………	三九
○都市計画事業の事業計画の変更認可……………	三九
○国土調査の成果の認証……………	三九
○公共測量の実施(二件)……………	三九
正誤……………	四〇
○令和二年一月三十日付第六十八号中……………	四〇

告示

山梨県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年三月二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 休息山梨線
- 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市勝沼町山字西之田一六五番三地先から甲州市勝沼町山字南下河原二一番三地先まで	一・四〇 一・五二	一・三〇 一・二二	二七・一	二七・五

山梨県告示第三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 施行者の名称 忍野村
- 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業忍野村公共下水道
- 事業施行期間 昭和五十四年三月一日から令和八年三月三十一日まで
- 事業地

- 取用の部分 昭和五十四年山梨県告示第七十二号の三、昭和五十九年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第六十九号、平成三年山梨県告示第十一号、平成八年山梨県告示第二百二十九号、平成十三年山梨県告示第二百十三号、平成十八年山梨県告示第二百三十五号、平成二十三年山梨県告示第九十一号、平成二十八年山梨県告示第百十九号及び平成二十九年山梨県告示第二百三十七号の事業地のうち、忍野村大字忍草字李ノ木、字古馬場、字法印塚、字梨ヶ原中道、字高木、字立沢、字出口、字横川、字地粉沢及び字柳原の各地内において事業地を変更する。
- 使用の部分 なし

公告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年二月十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 調査を行った者の名称 甲府市
- 調査を行った時期 平成二十九年五月三十日から平成三十一年三月三十一日まで
- 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域 甲府市山宮町の一部
- 認証年月日 令和二年二月四日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
 - 二 測量の地域 甲府市大手一丁目の一部、大手二丁目の全部、大手三丁目、古府中町及び下積翠寺町の一部地域
 - 三 測量の期間 令和元年十一月一日から令和二年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
 - 二 測量の地域 甲府市の一部
 - 三 測量の期間 令和二年一月二十二日から同年三月三十一日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和二年一月三十日（第六十八号）山梨県告示第十六号（土壤汚染対策法に基づく形質変更所要届出区域の指定）

二三三	下	一	葦崎市三ツ澤	葦崎市穂坂町三ツ澤
-----	---	---	--------	-----------